

新旧対照表(別表)加盟店共同利用情報

項目	2022年3月31日まで	2022年4月1日以降
<p>加盟店情報の 共同利用につ いて</p>	<p>—</p>	<p>当社は、下記のとおり個人情報保護法第27条第5項3号に基づき加盟店情報の共同利用を行っております。</p>
<p>加盟店情報交 換制度につい て</p>	<p>—</p>	<p>一般社団法人日本クレジット協会(以下「協会」という)は、割賦販売法第35条の18の規定に基づき、経済産業大臣から認定を受けております。協会では、認定業務のひとつである利用者(クレジットの利用者)等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理および提供を、JDMセンターにおいて行っております。</p>

新旧対照表(別表)加盟店共同利用情報

項目	2022年3月31日まで	2022年4月1日以降
共同利用の目的	<p>割賦販売法第35条の20および第35条の21に基づき、JDMセンターに加盟する者(以下「加盟会員」といいます)における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を登録および利用することにより、加盟会員の本契約締結時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資すること。</p>	<p>割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為(その疑いがある行為および当該情報に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。)に関する情報および利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報ならびにクレジットカード番号等の適切な管理およびクレジットカード番号等の不正な利用の防止(以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という)に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報およびクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を当社がJDMセンターに報告することおよび加盟店情報交換制度加盟会員会社(以下「JDM会員」という)に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資すること。</p>

新旧対照表(〈別表〉加盟店共同利用情報)

項目	2022年3月31日まで	2022年4月1日以降
共同利用情報	<p>(1)包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、加盟店にかかる苦情処理のために必要な調査の事実および事由</p> <p>(2)包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんにかかる業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんにかかる契約を解除した事実および事由</p> <p>(3)クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実および事由</p>	<p>(1) 個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等にかかる苦情処理のために必要な調査の事実および事由</p> <p>(2) 個別信用購入あっせんにかかる業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんにかかる契約を解除した事実および事由</p> <p>(3) クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実および事由</p>

新旧対照表(〈別表〉加盟店共同利用情報)

項目	2022年3月31日まで	2022年4月1日以降
共同利用情報	<p>(4)クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置(クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。)の事実および事由</p> <p>(5)利用者等の保護に欠ける行為に該当したまたは該当すると疑われるもしくは該当するかどうか判断できないものにかかる、加盟会員または顧客に不当な損害を与える行為に関する客観的事実に関する情報</p> <p>(6)顧客(契約済みの者に限りません)から加盟会員に申し出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報</p>	<p>(4)クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、または適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置(クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。)の事実および事由</p> <p>(5)利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの(該当すると疑われるまたは該当するかどうか判断できないものを含む。)にかかる、JDM会員または利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>(6)利用者等(契約済みのものに限らない)からJDM会員に申し出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報(当該行為と疑われる情報および当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。)</p>

新旧対照表(別表)加盟店共同利用情報

項目	2022年3月31日まで	2022年4月1日以降
共同利用情報	<p>(7)加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>(8)行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)について、JDMセンターが収集した情報</p> <p>(9)上記の他、利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>(10)前九号にかかる包括信用購入あっせん関係販売業者または個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号および生年月日(法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号ならびに代表者の氏名および生年月日)。ただし、第4号の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号および生年月日(法人の場合は、代表者の氏名および生年月日)を除く</p>	<p>(7)加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>(8)行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反または違反するおそれがあるとして、公表された情報等)について、JDMセンターが収集した情報</p> <p>(9)上記の他、利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>(10)前記各号にかかる当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日(法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号ならびに代表者の氏名および生年月日)。ただし、第6号の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名および生年月日(法人の場合は、代表者の氏名および生年月日)を除く</p>

新旧対照表(〈別表〉加盟店共同利用情報)

項目	2022年3月31日まで	2022年4月1日以降
登録される期間	登録日から5年を超えない期間	登録日(上記第3号および第7号にあっては、当該情報に対応する第4号の措置の完了または契約解除の登録日)から5年を超えない期間
共同利用者	包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者または立替払取次業者のうち、一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ加盟会員である者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者およびJDMセンター	協会会員であり、かつJDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者およびJDMセンター
JDMセンターに登録された情報についての問い合わせ先	<p>一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDMセンター)</p> <p>住所:東京都中央区日本橋小網町14番1号 住生日本橋小網町ビル</p> <p>電話番号:03-5643-0011(代表)</p> <p>URL:https://www.j-credit.or.jp/association/members_store.html</p>	<p>一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDMセンター)</p> <p>住所:東京都中央区日本橋小網町14番1号 住生日本橋小網町ビル</p> <p>代表理事:松井 哲夫</p> <p>電話番号:03-5643-0011(代表)</p> <p>URL:https://www.j-credit.or.jp/association/members_store.html</p>